

記載例

(一般債権・債務名義【仮執行宣言付支払督促】・差押債権【銀行預金】)

印

収入
印紙

債権差押命令申立及び陳述催告申立書

平成27年 4月 1日

申立日

盛岡地方裁判所

支部 御中

押印

申立債権者

盛岡 桜子

印

平日の8:30~17:00
の間に連絡の取れる番号を
記載してください。

T E L ○○○ - ○○○ - ○○○○
F A X ○○○ - ○○○ - ○○○○
携帯電話 ○○○ - ○○○○ - ○○○○

当事者，請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

申立の趣旨

- 債権者は債務者に対し，別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが，債務者がその支払をしないので，債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
- 上記債権差押命令申立事件について，第三債務者に対し，民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

添付書類

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 1 通 |
| 2. 同送達証明書 | 1 通 |
| 3. 商業登記事項証明書 | 2 通 |
| 4. 委任状 | 通 |
| 5. 住民票 | 1 通 |
| 6. 戸籍謄本 | 1 通 |

「債権者」＝申立をするあなたのことです。

「債務者」＝相手、「第三債務者」＝差し押さえる預金がある銀行のことです。

捨印

捨印は各目録の「写し」には押さないでください。

当事者目録

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番1号

(債務名義上の住所) 岩手県花巻市花城町8-26

債権者

もりおか さくらこ
盛岡 桜子

(債務名義上の氏名) 石割 桜子

(送達場所) 住所に同じ 就業場所

〒

(送達受取人)

<債務名義上の住所欄および債務名義上の氏名欄について>

現住所または現在の氏名と、債務名義に記載されている住所または氏名が異なる場合に記載してください(債務者欄についても同じです)。

あなたに対して裁判所から書類を送るときに、どこに宛ててほしいか、希望する場所をチェックしてください。

あなた以外の人に宛てて書類を送ってほしい場合に記載してください。

送達受取人とあなたとの関係を記載してください。

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番50号

(債務名義上の住所)

債務者

いしわり たろう
石割 太郎

(債務名義上の氏名)

(住所) 〒020-0021

岩手県盛岡市中央通2丁目500番地

第三債務者

株式会社盛岡銀行

(代表者) 代表取締役 取締役 代表理事 理事

(氏名) 盛岡 一郎

(送達場所) 〒020-0034

岩手県盛岡市盛岡駅前通10番地

株式会社盛岡銀行 駅前支店

商業登記事項証明書に基づいて、本店の所在地、商号及び代表者氏名を記載してください。

差し押さえるべき預金がある支店の所在地及び支店名を記載してください。



(住所) 〒 9 8 0 - 0 0 2 1

宮城県仙台市青葉区中央9丁目1番5号

第三債務者 株式会社青葉銀行

(代 表 者) 代表取締役 代表執行役 代表理事 理事 取締役

(氏名) 青葉 花子

(送達場所) 〒 9 8 0 - 0 8 1 1

宮城県仙台市青葉区一番町10丁目1番1号

株式会社青葉銀行 一番町支店

(住所) 〒 —

第三債務者 _____

(代 表 者) 代表取締役 代表執行役 代表理事 理事 取締役

(氏名) _____

(送達場所) 〒 —

(住所) 〒 —

第三債務者 _____

(代 表 者) 代表取締役 代表執行役 代表理事 理事 取締役

(氏名) _____

(送達場所) 〒 —

「請求債権目録」とは、あなたが債務者に請求する債権の内容を記載するものです。
債務名義の表示に従って記載してください。

捨
印

請求債権目録

盛岡 簡易裁判所平成 **〇〇** 年(口)第 **〇〇〇** 号事件の仮執行宣言付
支払督促正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1 元 金 金 **100,000** 円

ただし、請求の趣旨第 **1** 項の

元金 金 円の残金

<遅延損害金の計算式>

100,000円×244日(8/1~4/1)

÷365日(うるう年は366日)×5%

=3,342円(小数点以下切捨)

2 遅延損害金 金 **3,342** 円

ただし、上記1の 金員 金員の内金 _____ 円

に対する平成 **26** 年 **8** 月 **1** 日から平成 **27** 年 **4** 月 **1** 日まで

年 **5** パーセントの割合による金員

遅延損害金の終期は申立の当日までに限定して算出してください。

3 督促手続費用 金 **6,630** 円

4 仮執行宣言手続費用 金 **1,050** 円

5 執行費用 金 **10,732** 円

(内訳)

本申立手数料 金 **4,000** 円

差押命令送達費用 金 **4,382** 円

本申立書作成及び提出費用 金 **1,000** 円

商業登記事項証明書交付手数料 金 **1,200** 円

送達証明書交付手数料 金 **150** 円

郵便切手代

定額

合 計 金 **121,754** 円

1~5の合計額(★)

「差押債権目録」とは、差し押さえる債権の額と内容を記載するものです。

この合計が請求債権目録の合計額(★)を超えないように分けてください。

捨
印

差 押 債 権 目 録

}	一、金 60,877 円	第三債務者株式会社	盛岡銀行 駅前支店扱いの分
	一、金 60,877 円	第三債務者株式会社	青葉銀行 一番町支店扱いの分
	一、金 円	第三債務者	支店扱いの分
	一、金 円	第三債務者	支店扱いの分

ただし、債務者が上記各第三債務者に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、各頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは次の順序による。
 - (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

【銀行預金（複数）用】